

## 第5章 労働組合の資格審査

### 1 労働組合が資格審査を受ける場合

労働組合は自主的に組織され運営されるものですが、次の場合には、労働組合法で決められた要件を備えた労働組合であるかどうか、労働委員会で審査することになっています。

- ① 不当労働行為救済を申し立てる場合
- ② 労働委員会の労働者委員の候補者を推せんする場合
- ③ 法人登記をする場合
- ④ 労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申し立てる場合
- ⑤ 職業安定法で定められている無料の職業紹介事業又は労働者供給事業の許可申請を行う場合

### 2 申請

資格審査を申請するときは、資格審査申請書と次の立証資料を提出する必要があります。

申請書及び立証資料の提出部数は各1部で、申請書の記載方法については、「資格審査申請書様式と記載例（P49～50）」を参照してください。

なお、連合団体の場合は、傘下組合の中から任意に抽出したいくつかの単位組合（抽出数はその都度決定）についても審査を行います。

- ① 組合同規約及び関係規程
- ② 労働協約及び関係規定（締結している場合のみ）【連合団体は不要】
- ③ 組合の役員名簿（様式1（P51））
- ④ 職制及び非組合員の範囲一覧表【連合団体は不要】（様式2（P52））

会社の組織図に組合員と非組合員の範囲を線引きしてください。

合同労組の場合は、組合員の所属する会社名、会社ごとの組合員数及び職種・職名を表形式で記載してください。

- ⑤ 組合の会計関係書類（直近の会計報告書又は決算書）
- ⑥ 傘下組合を示す組織一覧表【連合団体のみ】

傘下組合を単位組合レベルまで全て記載するとともに、各組合の名称、所在地、組合員数を記載してください。

- ⑦ 労委が指示する傘下組合に関する①～⑤の資料【連合団体のみ】
- ⑧ その他労働委員会が必要と認める資料

### 3 審査

審査は、提出された資料に基づき労働組合が次の要件を備えている（労働組合法第2条と第5条第2項の規定に適合する）か否かについて行います。必要があるときは、事実の調査や必要な証拠調べをすることもあります。

#### (1) 自主性、目的（労働組合法第2条）

- ① 労働者が「主体となって」組織した団体であること
- ② 「労働者が組織する団体又はその連合団体」であること
- ③ 労働者が「自主的に」組織した団体であること
  - = 使用者側の利益代表が参加していないこと
  - = 使用者から労働組合運営のために経済上の援助を受けていないこと
- ④ 「労働条件の維持・改善及び経済的地位の向上を図ることを目的として」組織された団体であること
- ⑤ 共済事業や福利事業のみを目的にしていないこと
- ⑥ 政治活動や社会運動を主目的にしていないこと

#### (2) 民主性等（労働組合法第5条第2項）

規約に、次の規定が含まれていなければなりません。

- ① 労働組合の名称
- ② 労働組合の主たる事務所の所在地
- ③ 組合員が、その労働組合の全ての問題に参与する権利及び均等の取扱いを受ける権利を有すること【連合団体は不要】
- ④ 人種、宗教、性別、門地又は身分によって、組合員としての資格を奪われないこと【連合団体は不要】
- ⑤ 役員を選出
  - 単位労働組合：組合員による直接無記名投票により選挙されること
  - 連合団体：単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票により選挙されること
- ⑥ 総会は、少なくとも毎年1回は開催すること
- ⑦ 会計報告は、組合員によって委嘱された職業的に資格がある会計監査人による証明書とともに、少なくとも毎年1回組合員に公表されること
- ⑧ 同盟罷業（ストライキ）を開始するには、組合員又は組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票の過半数による決定を経ることが必要であること
- ⑨ 規約改正手続
  - 単位労働組合：組合員の直接無記名投票による過半数の支持を得ることが必要であること

連合団体：単位労働組合の組合員又はその組合員の直接無記名投票により選挙された代議員の直接無記名投票による過半数の支持を得ることが必要であること

#### **4 資格の決定、補正勧告**

審査が終わると、公益委員会議で労働組合法の規定に適合するかどうかを決定し、資格審査決定書を作成します。

決定書を作成したときは、その写し又は資格審査証明書（労働者委員推せん、法人登記、労働者供給事業に伴う資格審査の場合）を申請者に交付します。

なお、審査にあたって適合しない点がある場合は、相当の期間を定めて適合しない点の補正を勧めます。補正勧告を受けた場合は、期間内に補正を行ってください。

#### **5 決定に不服の場合**

不適合の決定を受けた労働組合が、その決定に不服がある場合は、決定書を交付された日から15日以内に、中央労働委員会に再審査を申し立てることができ、また、6か月以内に佐賀地方裁判所に取消訴訟を提起することができます。

(資格審査申請書様式と記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

佐賀県労働委員会 会長 様

住所又は所在地 〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇  
氏名又は名称 〇〇〇労働組合  
代表者職氏名 執行委員長 〇〇 〇〇  
(担当者職氏名 〇〇 〇〇)  
(連絡先 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇)

### 資格審査申請書

本組合は 

{	労働者委員候補者推薦
	<u>不当労働行為救済申立</u>
	法人登記
	その他 ( )

 のため必要につき、貴委員会の資格決定  
※該当するものを○で囲ってください。

(証明) 書を得たいので、労働委員会規則第22条に基づき、次の立証資料を添えて申請します。

#### 記

#### 1 立証資料

- (1) 組合規約及び関係規程
  - (2) 労働協約及び関係規定 (締結している場合のみ) 【連合団体は不要】
  - (3) 組合の役員名簿 (様式1)
  - (4) 職制及び非組合員の範囲一覧表 【連合団体は不要】 (様式2)
  - (5) 組合の会計関係書類 (直近の会計報告書又は決算書)
  - ~~(6) 傘下組合を示す組織一覧表 【連合団体のみ】~~
  - ~~(7) 労委が指示する傘下組合に関する(1)～(5)の資料 【連合団体のみ】~~
- (注) 不要な資料は、取り消し線を引くか削除してください。

#### 2 組合の概要

- (1) 結成年月日 〇〇年〇〇月〇〇日
- (2) 組合員数 〇〇名
- (3) 役員数 〇〇名
- (4) 専従役員 役員 〇名 職員 〇〇名
- (5) 加盟上部団体名 〇〇〇労働組合連合会  
加入年月日及び組合員数 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇名
- (6) 傘下单組数 組合

### 3 使用者の概要

- (1) 会社名 ○○株式会社
- (2) 代表者職氏名 代表取締役社長 ○○ ○○
- (3) 従業員数 ○○ 名
- (4) 所在地 ○○市○○町○丁目○-○
- (5) 事業の種類 ○○業

(様式1)

## 組合役員名簿

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

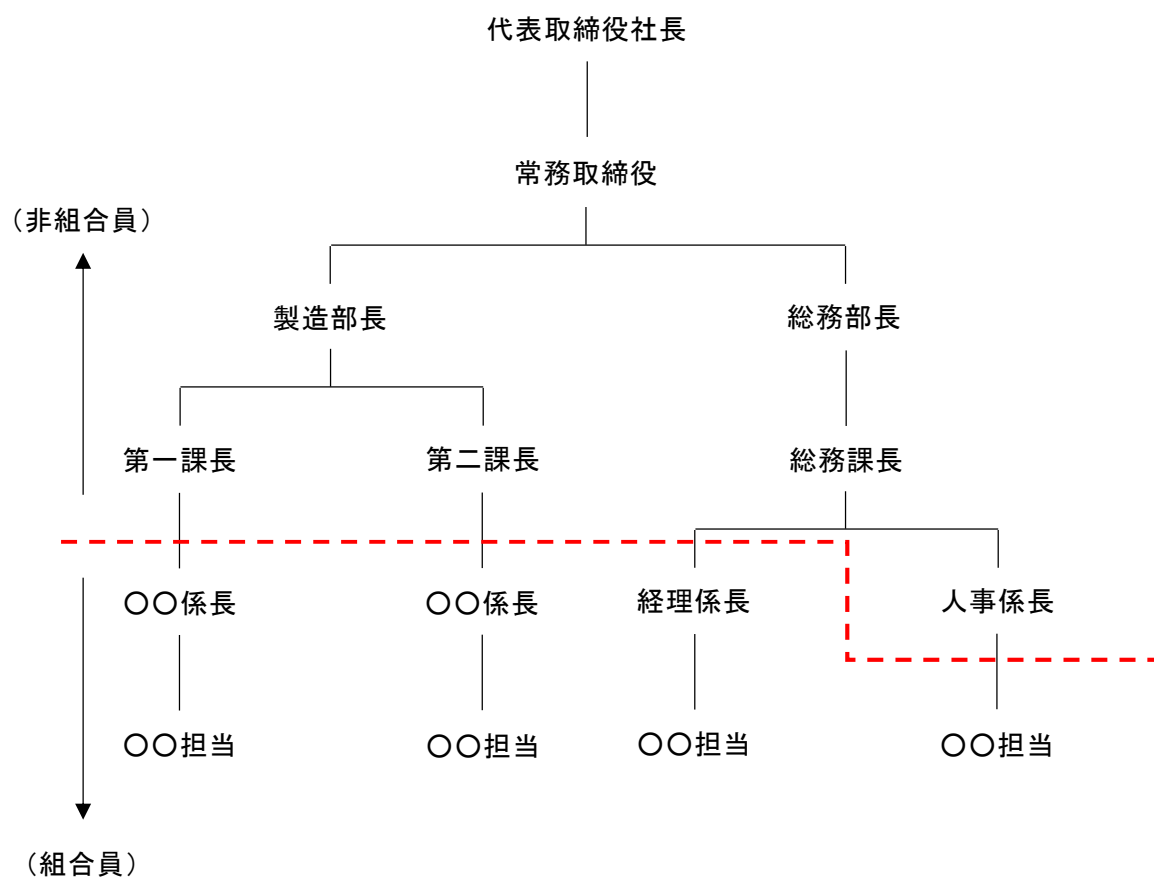
職名	氏名	専従・非専従 の別	勤務先における職名
執行委員長	〇〇 〇〇	非専従	〇〇部〇〇課 〇〇係長
副執行委員長	〇〇 〇〇	非専従	〇〇部〇〇課 〇〇係長
書記長	〇〇 〇〇	専従	
〇〇〇	〇〇 〇〇	非専従	〇〇部〇〇課 主任
〇〇〇	〇〇 〇〇	非専従	〇〇部〇〇課 主任

(様式 2)

## 職制及び非組合員の範囲一覧表

(〇〇年〇〇月〇〇日現在)

(単位組合の場合の記載例 (合同労組の場合は、注 3 参照))



(注 1) 会社の組織図に組合員と非組合員の範囲を線引きしてください。本様式によらず、既存の組織図を流用しても構いません。

(注 2) 職務上の地位が分かるよう、職名は正確に記載してください。

(注 3) 合同労組の場合は、組合員の所属する会社名、会社ごとの組合員数及び職種・職名を表形式で記載してください。